令和８年第５回安平町議会臨時会会議録

令和８年８月５日（水曜日）　午前10時38分開会

１　招集年月日　　令和８年８月５日（水曜日）

２　招集の場所　　安平町議会　議場

３　出席議員（12名）

議席番号

１番　三　浦　恵美子	２番　吉　岡　政　昭	３番　反　町　　恵
４番　箱　崎　英　輔	５番　内　藤　圭　子	６番　神　野　祐　太
７番　山　村　哲　也	８番　工　藤　秀　一	９番　鳥　越　真由美
10番　梅　森　敬　仁	11番　高　山　正　人	12番　小笠原　直　治

４　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長	及　川　秀一郎
教　育　長	井　内　　聖
代表監査委員	小　川　誠　一

５　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　　町　　長　木　林　一　雄

総務課

総務担当課長　岡　　康　弘　情報担当課長　池　田　恵　司

政策推進課

財政担当課長　本　多　英　紀　企画担当課長　木　村　　誠

税務住民課

税務戸籍担当課長　奥　田　浩　司　生活環境担当課長　佐々木　智　紀

産業振興課

産業振興担当課長　森　池　和　哉

建設課

土木公園担当課長　塩　谷　慎　嗣　施設担当課長　伊　藤　富美雄

健康福祉課

国保介護担当課長　阿　部　充　幸　健康福祉担当課長　小板橋　憲　仁

水道課

水道担当課長　谷　村　英　俊　下水道担当課長　佐々木　貴　之

住民サービス課　兼　商工観光課

総合支所長　　山　口　　崇

６　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会
　学校教育担当次長　佐々木　英　生

７　職務のため出席した議会事務局職員
　事　務　局　長　　石　塚　一　哉　主　　幹　　鈴　木　慎　二

○　議 事 日 程

日程番号	議案番号	付　　議　　案　　件
日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３	報告第１号	専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第５	議案第１号	令和８年度安平町一般会計補正予算（第２号）について

○　本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

○　会議録署名議員
　議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

３番	反　町　　恵
８番	工　藤　秀　一

会　議　の　顛　末

〔開会・開議　午前10時00分〕

◎　議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（小笠原直治君）　おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。熊本大地震が起きて１週間が過ぎました。亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げるとともに、被災地が１日も早く復興されることを願っています。議会として見舞金をさせていただきますことを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。それでは座らせていただきます。

〔議長着席〕

○議長（小笠原直治君）　会議に入る前に７月から新たに説明員に加わりました政策推進課の財政担当課長よりごあいさつをいただきます。

〔本多財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（本多英紀君）　貴重なお時間をいただきありがとうございます。７月１日付けで政策推進課財政担当課長を拝命しました本多です。どうぞよろしくお願いします。不慣れな点もあるかと思いますが、わかりやすく丁寧な説明を心掛けてまいりますので皆さんにはご指導のほどよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　ありがとうございました。それでは臨時会を開会します。

◎　開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（小笠原直治君）　只今の出席議員数は12名です。定足数に達しています

ので、只今から令和８年第５回安平町議会臨時会を開会します。
　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先に配布のとおりです。

◎　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小笠原直治君）　日程第１、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

３番　反町　　恵　議員
８番　工藤　秀一　議員　　を指名いたします。

◎　日程第２　会期の決定

○議長（小笠原直治君）　日程第２、**会期の決定**を議題といたします。
　お諮りいたします、本臨時会の会期は本日１日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は**本日１日限り**と決定いたしました。

◎　日程第３　報告第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第３、報告第１号　**専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）**を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。
○下水道担当課長（佐々木貴之君）　報告第１号朗読

報告第１号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年８月５日提出

安平町長　及　川　秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第11号

専　決　処　分　書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により専決処分する。

令和８年６月24日

安平町長　及　川　秀一郎

専決処分事項
和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

別紙をご覧ください。

記

１　損害賠償額
5,610円

２　和解及び損害賠償の相手方
住所　安平町早来北町51番地44
氏名　関根　悠希
３　事故の概要
（１）発生日時
令和８年４月13日午前11時50分頃
（２）発生場所
町道北町東早来線
安平町早来北町35番地３地先
（３）事故の状況
町道北町東早来線を走行中、路面沈下により端部が露出していた下水道小型マンホール蓋・直径300㎜の一部に車両の左前輪が接触し、タイヤがパンクし、ホイールが損傷した。
（４）本町の責任原因
町道舗装路面の管理瑕疵
（５）本町の過失割合
30パーセント

今回の事案について下水道マンホール周辺の舗装破損や段差は、冬期間の凍上や融雪期の凍結融解により、マンホール周辺の舗装面が隆起または沈下することで発生しているものです。このような状況は町内全域で確認されており、町では道路パトロールや住民の皆様からの情報提供により危険箇所を把握し、応急補修を行っています。今後も交通量や通学路、歩行者の利用状況、段差の程度などを踏まえて優先順位を整理し、必要に応じて舗装打替えや鉄蓋高さの調整など、本復旧を含めた対応を進めてまいります。水道課としては道路利用者の安全確保を図るため、今後も道路管理している部署と協力し、適切な維持管理に努めてまいります。以上で専決処分事項の説明を終わります。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　基本的な点でまず確認させてもらいたいと思います。今回の専決処分は第180条の第１項ということですが、今までは多くは179条の関係で議会に承認を求める流れになっていると思いますが、その時点で議会の中でなぜ事前に予算変更の提案をしなかったのかという関係で質疑があ

ったと思いますが、今回は180条ということですからこれの場合は承認ではなくて報告ということだけになっています。そこで承認が必要な理由としては、この条文に従えば、一応条文を確認しますと、先に結論を言いますと、議会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものについて公共団体はこれを専決処分することができるとあるわけです。確認したいのはこの軽易な事項の中身です。安平町議会としては町長が決定して議会に対しては報告だけでいいと。承認を求めなくてもいいというそういう趣旨ですからどういう中身が軽易な事項として安平町の場合は統一されているかということです。関連して申し上げますと金額で言えば各自治体によって違いがあります。東京都の場合と一般的な場合は大体100万未満というところでの損害賠償の額の決定がありますが、東京都のようにいろいろ問題あるにしても2000万とかも含まれているわけです。ですからその安平町の場合は軽易な事項というのは１つは内容として、２つ目は金額をどのあたりを限度としてみているのか。その点の判断をまず聞きたいと思います。答弁に対して関連して質問を続けると思いますがよろしくお願いします。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（木林一雄君）　ご質問の中身ですが、今回地方自治法第180条第１項に基づきまして専決処分にしています。中身は吉岡議員がおっしゃられたとおりです。その中にあります軽易な事項は何かということです。その軽易な事項は平成18年９月20日に議決されています議会の委任による町の専決処分事項の指定ということが議決されています。その後、内容変更されまして平成23年６月10日にも変更して議決をしています。現在の指定の軽易な中身ですが４点ほどあります。１つ目ですが、議会の議決を経た工事、製造の請負契約について当該議決にかかる契約金額から500万円を超えない範囲で契約変更を締結することです。２点目ですが、法令上、町の義務に属する１件の金額100万円以下の和解調定及び損害賠償の決定に関することが２点目です。今回の報告案件についてはここのところを適用しています。３つ目ですが、町が加入して組織する一部事務組合における他の町の加入とか脱退、名称変更に伴う規約の変更にかかる時も対象となっています。最後４点目ですが、法令の改正または廃止に伴い条例中の当該法令の題名、条項、または要望を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がない時に限り当該条例の改正を行うこととなっています。以上４点が軽易な事項となっています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　確認しますが、まず500万円以下の損害賠償金額。それから50万円以下の調停金の額が示されましたが、一応その点はまず説明として了解しました。関連してですが、この次の事項に関連しますが、説明の中では先ほどは冬期間の凍結等によって道路の破損問題が起こったという趣旨の説明がありましたが、この件に関しての本町の過失割合30％と書いてあります。私も８年前初めて議員になった時の損害賠償の問題とかその後の問題を言いますと、非常にパーセンテージが必ずしも一定しているものではありません。例えば今回30％と言いますが、平成30年10月28日、同じくこれは東部地震の影響があって地割れをして脱輪して車両が損傷したという件については、本町の過失割合は50％となっているわけです。単純に２つを比較しますと片方は、そしてその後の説明では、落ちないようにセーフティコーンを周りに危険を知らせるために置いておいたと。だけれども事故当時がコーンが適切に配置されていなくてどの程度ズレたかわからないけども簡単に言えばズレたと。それで運転者が見誤ってそこで脱輪したということで本町の過失割合が50％だったのです。ところが今回の場合は30％というのは、この冬における路面沈下によって言わば段差が生じたという中身ですが、ここについてはこう書いてあります。町道舗装道路面の管理瑕疵と書いてあるのですね。だからここに危険だよというコーンが置かれていたのかどうか。つまり、事前に危険だよということを運転者に知らせる措置は取っていたのかどうかということです。これを見るとなかったようにも受け取られます。たまたま地震が起こったと、それを知らずに運転者が脱輪してパンクしたという説明ですが、もしそうであればどちらが町の方に一般的に考えて責任が大きいかと比較した場合は、私の受ける印象ではここは危ないよとコーンを置いておいたと。何色かわかりませんが置いたと。運転者はそれを見て危険だと思って避けたと。ところが乱れたコーンの置き方をしたと。だけど運転者はその辺りに危険があるかもしれないとある程度予想できるかもしれない。しかし、今回の場合は一切運転者に対する知らせがなかったのですね。比較した時にどっちが町の責任が重いだろうかと考えたらコーンを知らせてよく見ていなくて落ちた場合と知らせていなくて思わず落ちてしまった場合と私はどうでしょう。やっぱり知らせなかった方がより罪が重いのではないでしょうかね。そうするとこの過失割合は逆になるのではないかと。50％本町この時あったのではれば、本町の30％ではなくて最低でも50％、もしかしたら70％ぐらいはあるという理屈にならないだろうかということです。したがって過失割合30％の根拠を他の事例と比べながら説明していただきたいと思います。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　まず現場の状況ですが、事前にコーンが配置されているということではなく、今回点検をやっていたのですが、そこの箇所については段差については事前に把握することができなく、コーンなどの設置はしていませんでした。過失割合については、事故現場の道路の状況とかマンホール蓋の露出の状況、車両の走行状況、運転者に求められる前方及び路面状況への注意義務など総合的に勘案して保険会社とともに協議した結果の割合となっています。本町30％、相手方70％としたものですが、示談書によって相手側もこの割合で合意しています。コーンについては、今回その事実がわかった段階で現場に行きまして、穴あいているところについては仮で跨いで土嚢で処置して、その横に注意喚起をするためのコーンとか段差の表示板を設置した状況です。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　１つは保険会社と協議したということですので一応第三者的な立場の人からの判断もあったのだろうと思いますが、この50％の時コーンをやっていたけど落ちたというこの時も同じように保険会社と協議したのでしょうか。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　50％というのは前回の事例の50％の話ですか。前回の50％は違う部局での案件でありまして、資料は今持っていませんのでお答えすることができないのですが、そこも基本的に同じ歩道の瑕疵であれば同じように保険会社との協議、相手との示談をとってお互い合意の上での決定割合となっていると思います。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（木林一雄君）　道路通行中の場合の損害賠償ですが、一般的には国道、道道も同じですが運転者の方に注意義務がありまして、道路管理者としての過失はそう多くはないのが一般的な事例です。今回はなおさら保険会社が入って示談交渉していますので、そういったところで割合を決定していますのでご理解のほどお願いします。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　ご理解のほどお願いしますってことだけでこの違いの矛盾については説明がなかったと思います。担当者はその時自分が担当ではなかったということともう１つはこういう事故の場合は運転者の方の責任が大きいんだというような説明だったと思いますが、それからコーンは予め立ててなかった等も含めて話がついたからそれでいいじゃないかという話になってしまうので、それではこういう場合はどうなのかともう１つの例を挙げ、私にとっては忘れられない苦々しい思い出なのだけども、当時議員だった人は記憶あると思いますが、追分旭のところに残土を処分するという１箇所で・・・

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。質問内容を、今のとかけ離れているので。

○２番（吉岡政昭君）　わかりました同じ中身で説明します。この時は明らかに町と土地所有者との間との責任問題があって明らかに土地所有者にも重大な瑕疵があったのに町の当時の判断としては1700万円の損害賠償を10対０で町が払っているのです。

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。発言中大変申し訳ないですが、その話と今日の報告事項はまったくかけ離れていますのでご理解お願いします。

○２番（吉岡政昭君）　公平に責任分担されたかどうかっていうことがポイントなのですよ。町にだって責任全部あるんだという考え方で1700万円損害賠償しているわけですよ以前には。だから今回は運転者にも責任あると言って50％だとか30％となっているわけだから。70％ですね。だから賠償責任の捉え方は保険会社が付いたというけれども、この10対０の時は弁護士に相談していなくて一方的に要求されて全部土地所有者に払ったのですから。

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員、土地所有者はもう関係ないのです。質問項目が違いますので。そこだけやっているのはこの報告事項は車のパンクについてのことですから。その点ご理解をお願いします。

○２番（吉岡政昭君）　議長がそうやって裁断するならそれで仕方ないけれども、本来税金だから。税金払う時の判断としてちゃんとした責任分担をしていなかった事実だけは指摘しておきます。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　このような和解報告は久しぶりかと思うのですが、先ほどチェック体制を強化してまいりますと連携してやっていきますという

ことだったのですが、連携するのは建設課と水道課だと思うのですが、これまでどのように連携をして道路の春先とかこういう事故が多いと思うので確認体制をやってきたかと、今後もし改善策があるのならその点について伺います。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　只今のパトロールの頻度については、水道課、建設課協力しながらやっていまして、大きくは年２回、春と秋になりますが、全路線舗装はくまなくチェックしています。この他建設課による道路パトロールは詳細は私の方からあれなのですが、職員による週２回の点検と委託による月２回の点検を行っていまして、その中で道路空間の安全確保の中には下水道施設もありますので、そこも含めて確認していただいていると。今後の対応については、これらに加えて今回の事故は秋の時には問題なくて、春の時に見つけることができなかったものなのですが、４月13日だったものですからもっと早い段階でもう１回チェックする恰好で対応していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　大変なご苦労だと思うのですが、職員の皆さんの人材も不足している中、どのように早めに点検をしてやっていくかどうかの点について、また、委託の回数を増やしたりするのか、それとも各課で改善策をやっていけるように進めていくのか、その点について伺います。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　今現在職員と委託の形でやっていますが、今後の今の点における確認行為については、単純にパトロールは時間的にそんなに多く要しないと思いますので直営の方で確認していきたいと思います。その時々の業務の状況もあるので、そこは水道課、建設課協力しながら直営でやっていきたいと考えています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　今の話を聞いて現在コーンを置かなくちゃならないような場所が残っているかどうかの確認をお願いします。

〔佐々木下水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。
○下水道担当課長（佐々木貴之君）　パトロール結果は最近もやっていますが、今の状況は全町の中ではそういった箇所はない認識です。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎　日程第４　議案第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第４、議案第１号　**令和８年度安平町一般会計補正予算（第２号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。
○副町長（木林一雄君）　議案第１号朗読

議案第１号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第２号）について

令和８年度安平町一般会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年８月５日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
　給食センター管理運営経費の増額等により、令和８年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください

議案第１号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第２号）

令和８年度安平町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,793,743千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１票歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月５日提出

安平町長　及　川　秀一郎

　令和８年度安平町一般会計補正予算(第２号)について提案説明いたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では、今補正の財源調整による財政調整基金繰入金731万5000円の増額。歳出では、給食センターの野菜冷凍室の修繕料372万9000円の計上などです。
　それでは歳出から説明いたしますので６ページをお開き下さい。３款民生費、１項４目社会福祉施設費は、憩いの家における漏水修繕を行うため修繕料を増額するものです。５目ぬくもりセンター施設費は、ぬくもりセンターの暖房配管系統のうち、ぬくもりの湯に関する外調機用プレート式熱交換器の故障に伴う取替修繕を行うため修繕料を増額するものです。10款教育費、６項４目学校給食費は、給食センターの野菜冷凍室室外機の圧縮機等の故障に伴う取替の修繕を行うため修繕料を増額するものです。
　引き続き歳入の説明をさせて頂きますので、５ページをお開きください。20款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整です。
　以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ731万5000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9374万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。６ページをお開きください。６ページについて質疑はありませんか。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10番（梅森敬仁君）　10番梅森です。確認ですが、給食センターの野菜冷凍機っていうんですかね。この修繕費用ですが、この機械についての耐用年数はいつ購入してこれ何年経って今故障になっているのかの説明をお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　機械の正式な耐用年数は申し訳ありませんが現在資料はありません。この機械については建設当初平成24年頃だったと思いますが、今の給食センターを建設した当初から使っているもので、この冷凍機２台設置しているのですが、今年度の６月に肉とか魚専用に冷凍している冷凍庫も同様に故障しまして、６月に補正し、今回お願いしているのが野菜専用の冷凍庫で、これも肉とか魚、先に補正させていただいたものと同様の症状が出ましたことから熱なんかも持ちだしていることから今回臨時議会のタイミングで補正をお願いして早急に交換修繕したいということでお願いしているものです。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。５ページをお開きください。５ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第１号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎　閉会宣告

○議長（小笠原直治君）　以上をもちまして本臨時会に付託された案件の審議はすべて終了しました。会議の議事運営にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和８年第５回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会　午前10時38分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿